

松前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

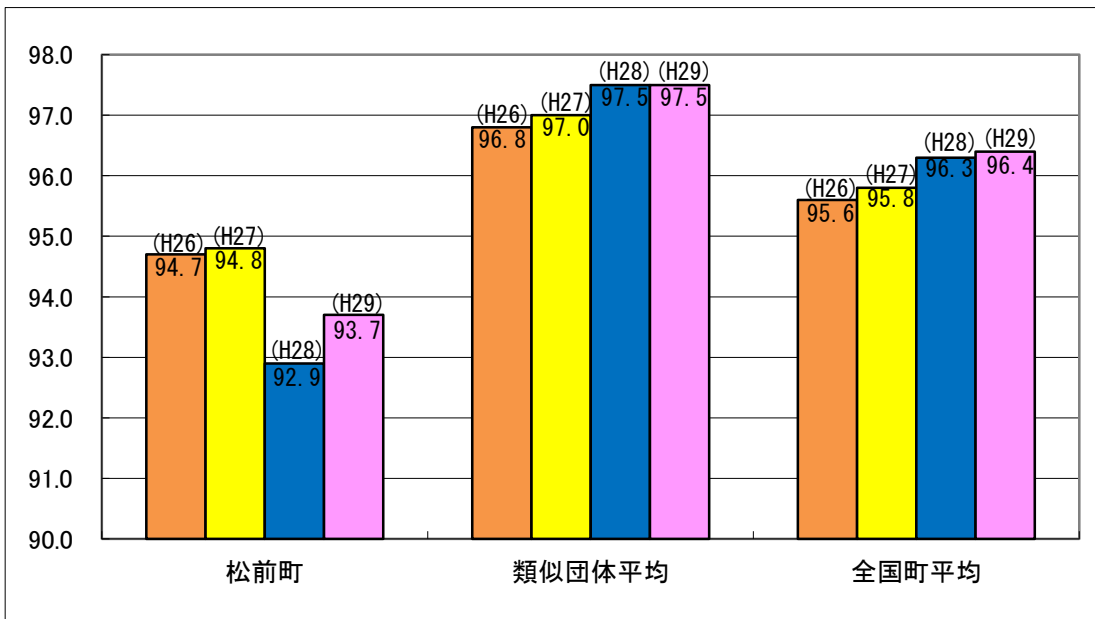
区分	住民基本台帳人口 (H28.12.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	30,899	10,539,950	338,963	1,659,386	15.7	17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	190	671,857	131,562	258,398	1,061,817	5,589
						5,805

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容（平均引下げ率【2.17%】、実施時期【平成27年4月1日】、経過措置の有無等具体的な内容【経過措置有、国に準拠】）

②その他の見直し内容

- ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日）
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成28年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松前町	44.9 歳	319,300 円	398,109 円	349,392 円
愛媛県	44.4 歳	335,862 円	426,548 円	368,410 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
松前町	47.6 歳	5 人	241,800 円	257,280 円	241,800 円	—	—	—	—
愛媛県	52.0 歳	237 人	332,200 円	369,430 円	347,610 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.6 歳	10 人	298,706 円	326,111 円	317,152 円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	38.4 歳	278,270 円	297,690 円
愛媛県	46.1 歳	377,956 円	414,308 円
類似団体	39.7 歳	288,940 円	320,085 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		松前町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	179,898 円	182,290 円	178,200 円
	高 校 卒	147,673 円	148,863 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	128,249 円	140,099 円	— 円
	中 学 卒	124,432 円	124,432 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	211,817 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

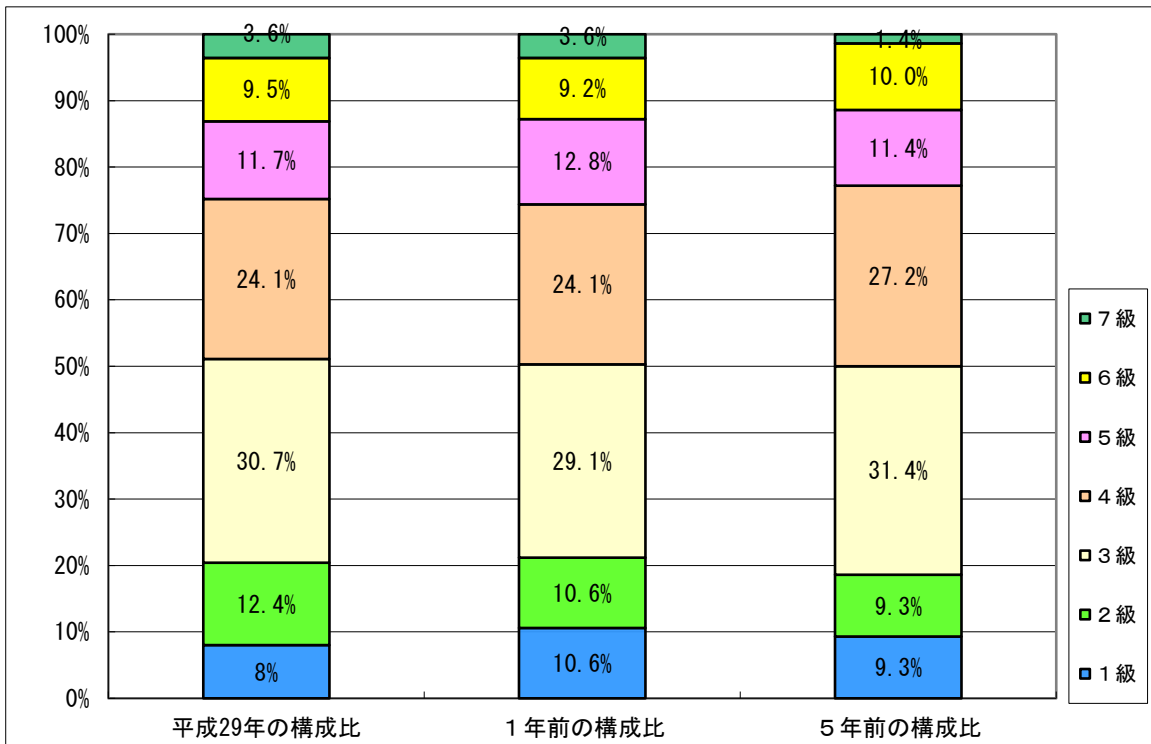
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,795 円	332,057 円	365,362 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	369,168 円
技能労務職	中 学 卒	— 円	— 円	258,105 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	係員	11人	8%	143,156円	248,063円
2級	係員	17人	12.4%	193,451円	304,984円
3級	主任	42人	30.7%	229,792円	350,963円
4級	係長	33人	24.1%	263,021円	385,296円
5級	課長補佐	16人	11.7%	289,123円	394,131円
6級	課長	13人	9.5%	319,742円	411,398円
7級	部長	5人	3.6%	363,712円	446,233円

- (注) 1 松前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松前町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,416千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,588千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

松前町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	83千円	21,447千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		72 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		11,917 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		2.8 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（28年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体処理手当	動物の死体の処理作業に従事した職員	動物死体の処理	47 千円	日額 500円
野犬取扱手当	野犬の捕獲等に従事した職員	野犬の捕獲	25 千円	日額 500円
行旅病死人処理手当	行旅病死人の処理作業に従事した職員	行旅病人の救急、行旅病死人の処理作業	0 千円	(死体処理) 日額 3,000円 (傷病者の救急等) 日額 1,000円
伝染病防疫手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者等の救護、伝染病菌付着物処理等	0 千円	日額 700円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	62,503 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	434 千円
支給実績（27年度決算）	52,340 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	371 千円

(5) その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 6,500円 ・ 配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 11,000円 ・ 満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		19,663 千円	200,645 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度 	同		11,825 千円	268,757 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 ・ 自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度 	同		4,646 千円	33,913 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		23,264 千円	474,784 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給（職責に応じて6,000円～12,000円/1回の定額。6時間を越える場合は加算あり。）	同		219 千円	12,882 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額		等
給料	町長	864,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副町長	686,000 円	920,000 円/	585,600 円	
報酬	議長	380,000 円	760,000 円/	539,400 円	
	副議長	310,000 円	499,000 円/	227,000 円	
	議員	290,000 円	430,000 円/	182,000 円	
期末手当	町長	(28年度支給割合)			
	副町長	3.25 月分			
退職手当	議長	(28年度支給割合)			
	副議長	3.25 月分			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職月数×0.46	19,077,120円	任期满后	
		給料月額×在職月数×0.27	8,890,560円	任期满后	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

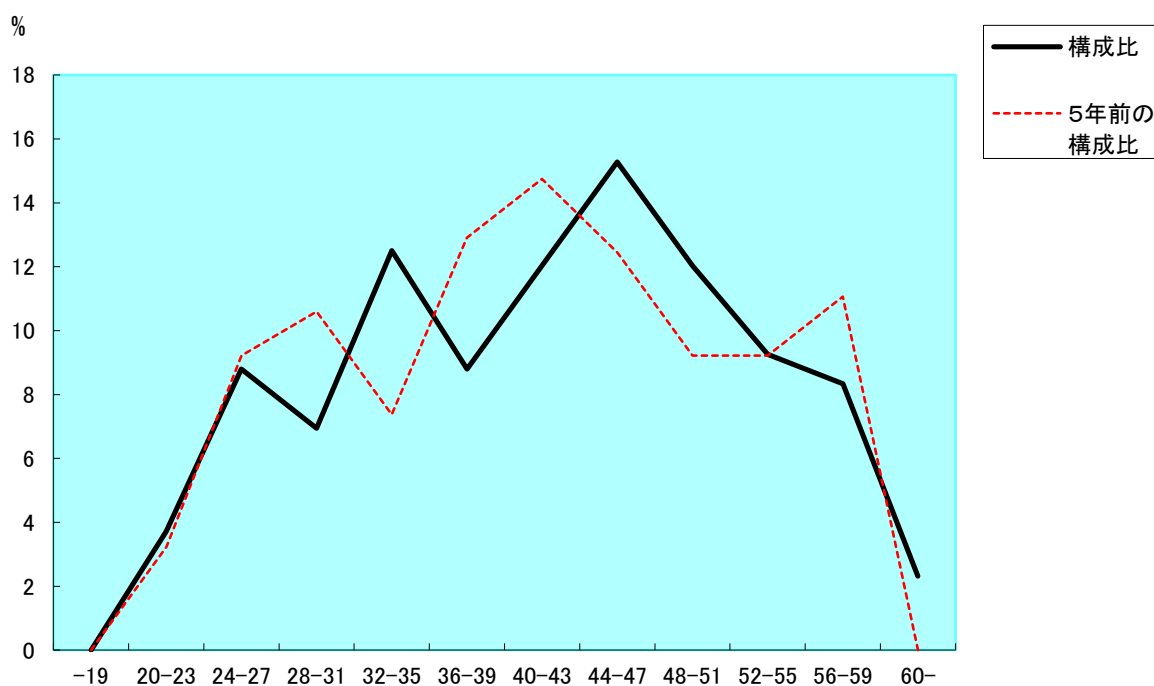
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会部門	2	2		
		総務部門	50	49	△ 1	課付職員の減
		税務部門	13	14	1	課付職員の増
		民生部門	56	59	3	保育士の増
		衛生部門	15	13	△ 2	環境部門の統合
		農林水産部門	14	13	△ 1	農業一般職員の減
		商工部門	2	2		
		土木部門	10	11	1	土木職員の増
	計	162	163	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.85 人)	
	教育部門	27	25	△ 2	公民館職員の減	
小 計	189	188	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.22 人)		
公営企業等	水道部門	6	6			
	下水道部門	4	4			
	その他	17	18	1	介護保険担当職員の増	
	小 計	27	28	1		
合 計		216	216	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.91 人	
		[2 4 7]	[2 4 7]	[0]		

(注) 1 職員数は教育長を除く一般職に属する職員数で、休職者や派遣職員を含み、臨時及び非常勤職員は除いている。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	19人	15人	27人	19人	26人	33人	26人	20人	18人	5人	216人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数：率	
一般行政	156	161	163	161	162	163	7	4.49
教育	35	30	28	30	27	25	△10	△28.57
普通会計	191	191	191	191	189	188	△3	△1.57
公営企業等会計	27	29	29	28	27	28	1	3.70
総合計	218	220	220	219	216	216	△2	△0.92

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(26年までは教育長を含む。)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	409,877	7,201	31,184	7.61	7.92

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	6	22,291	3,551	6,205	32,047	5,341	6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 前 町	40.0 歳	327,014 円	445,097 円
団 体 平 均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

※一般行政職と同様のため省略

イ 退職手当（29年4月1日現在）

※一般行政職と同様のため省略

ウ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	785 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	196 千円
支給実績（27年度決算）	541 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	135 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		1,254 千円	250,800 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度 	同		294 千円	294,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 ・自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度 	同		173 千円	34,600 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額） 	同		1,045 千円	522,500 円